

多久市財務規則及び多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 2 2 号

多久市財務規則及び多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

(多久市財務規則の一部改正)

第 1 条 多久市財務規則（平成 1 1 年多久市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 7 3 条の 6」を「第 1 7 3 条の 7」に改める。

第 1 8 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

(多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 2 条 多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和 4 年多久市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 9 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附

則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。